

兵高教組 2020年10月19日 人勸速報 No.1 調査情報15号

兵庫県高等学校教職員組合調査部
TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185
URL: http://www.hyogo-kokyoso.com
mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

第1回 人事委員会交渉

業務負担増に見合う一時金引き上げの勧告を

再任用者の一時金を正規と同等に！すべての会計年度任用職員に一時金支給を！

10月13日、高教組は兵庫教組とともに一時金についての人事委員会勧告に向けた要求書を提出して、今年度の第1回人事委員会交渉をもちました。

高教組 岡本書記長は、この半年間の学校現場での業務量増大の実態を伝え、一時金を引き下げるのではなく引き上げることこそ必要だと指摘しました。さらに、再任用者の一時金支給月数の不合理を指摘して改善を求めるとともに、すべての会計年度任用職員に一時金が支給されるような勧告を求めました。次回交渉は10月21日(水)です。



教職員の努力に報いる勧告を 参加者からの要求(要旨)

両教組の書記長が要求書の趣旨説明をし、続いて参加者から勧告に対する要求を伝えました。

- ◇再任用は月例給を下げているのだから、一時金の支給月数ぐらいは正規と同じで。これから再任用する人の励みになるように。
- ◇コロナのことで仕事は明らかに増えている。どう補償していくか。
- ◇せめて文部科学省も言っている「1時間の授業に1時間の準備」の考え方で時間講師の週あたりの勤務時間を算出して、期末手当の支給を。
- ◇二十数年の間、過酷な処遇を受けてきた介助員、生活・学習支援員にとって、念願の一時金が支給されるようになった。初年度から引き下げなどありえない。
- ◇「密」の教室で、ほとんどクラスターが発生していないのは、子どもたちと教職員の努力。そんな中で一時金を下げることのないように。

人事委員会 西村事務局長からの回答(要旨)

西村事務局長の回答の主なもの(要旨)

- ◆10月7日の人事院勧告が、県人事委員会勧告にあたって重要なもの。
- ◆今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、民間給与の実態調査を例年より時期を遅らせた上で、2回に分けて実施した。特別給の調査は、郵送等の方法で先行して実施。月例給は、各事業所に出向いての現地調査で、9月末に終了したところ。月例給の人事院勧告の時期は未定と聞いている。
- ◆現在、本県における民間の一時金の状況については鋭意精査中。
- ◆中立かつ公正な第三者機関としての人事委員会

の使命を果たせるように、本年の勧告・報告に向けて、国や他の都道府県の状況も考慮しながら、適切な勧告・報告になるように検討していきたい。

私たちは、今も続く地域手当カットによって、0.05月分よりも大きな削減を既に受けている

最後に高教組 小野委員長がまとめのあいさつをしました。(要旨)

なぜ一時金と月例給勧告を分けるのか。勧告を受けて労使交渉することを考えれば、時間的な面でも交渉のあり方としても、一緒に勧告するほうが理にかなっているのではないか。それとも12月議会での引き下げに間に合うようにということか。

今は、公務員の賃金を上げることに国民・県民の理解がある。公務員がたいへんな業務をしているということと、公務員の賃金を下げると自分たちにも影響してくるということが理解されているから。人事委員会としてもしっかり認識してもらいたい。

「0.05月の引き下げなら」という考え方は、兵庫県では通用しない。県「行革」による賃金カットを続けてきて、今も続いている地域手当の1.5%カットは一時金にも影響している。例えば40万円の給料ならば、一時金(現行4.5月)への影響は27,000円。0.05月分20,000円を上回る削減を既に受けている。ここが他府県と違う兵庫県の現状だと理解していただきたい。

ぜひ、我々の士気を高める勧告を強くお願いしたい。

人事委員会宛の要求署名(団体署名)を至急に集約しましょう!

すべての教職員の一時金の改善を!